

2024 年度スローエアロビック普及支援事業

■変更点・注意事項■

◇変更点◇

【対象団体】

- ・ JAF 加盟の県連盟とする。
- ・ JAF が認めた団体とする。

【支援額】

- ・ 各事業の確定額（請求額）は 1,000 円未満切り捨てとする。

【講習会事業】

■認定資格「スローエアロビック指導員資格」を有しておらず、かつ当該年度で 18 歳以上の方が新規で 5 人以上参加すること。

■対象経費

- ① 切手代は廃止とする。
- ② 宿泊費: 前泊の場合は、出発駅/バス停を実施日の午前 6:30 以前に出発する場合のみ適用する。
- ③ 弁当代は廃止
- ④ 県連管理費は 58,000 円とする。(前年度比+3,000 円)

【研修会事業】

■対象経費

- ① 宿泊費: 前泊の場合は、出発駅/バス停を実施日の午前 6:30 以前に出発する場合のみ適用する。
- ② 弁当代は廃止とする。

【教室事業】

■支援対象は、1 事業の実施回数は上限 6 回までとする。

【体験事業】

■体験は 1 事業とし、連続しない。支援対象は上限 5 事業までとする。(実質、昨年度と実施内容は変わらず)

【フォーマットの変更】 ※必ず 2024 年度のフォーマットをご使用ください。

- ① 申請書の変更→ (インボイス番号記入欄を追加)
- ② 確定書(JAF 発行)の廃止→ (報告書の下欄に確定金額を記入)

◇注意事項◇

- ・ 申請書・報告書の書類は原則メールで申請してください。
- ・ 講習会事業：受講者へチラシを必ず渡してください。
- ・ 教室事業：すでに謝金を受けている既存のサークル/教室や、他団体からの助成金等を受けている事業は支援対象外。違反が判明した場合は翌年度の支援はできません。

2024 年度スローエアロビック普及支援事業

■募集要項■

2024 年度スローエアロビック普及支援事業を下記の通り行います。

スローエアロビック普及と県連盟活動の活性化に繋がるように、本支援事業を有効にご活用ください。

1. 主旨

高齢社会の貢献活動として、誰もが手軽に取り組める『スローエアロビック®』を全国に普及する活動の支援

2. 普及支援事業の概要

(1) 対象団体

- ・ JAF 加盟の県連盟
- ・ JAF が認めた団体

(2) 対象事業

スローエアロビックの普及を目的とした、講習会、研修会、教室、体験の 4 つの事業

(3) 支援限度額

1 県連盟あたり上限 55 万円(税込) 1,000 円未満は切り捨て

(4) 事業の実施期間

2024 年 4 月から 2024 年 12 月末

※いかなる理由でも 12 月 31 日までに完了しない事業は支援対象外になります

(5) 事業の申請と報告

【申請期間】 2024 年 4 月 1 日(月)～8 月 31 日(土) (JAF 必着) ※原則メールで申請してください

【申請先】 ・ 講習会事業：JAF 指導部 (jaf-ikusei@aerobic.or.jp)

・ 研修会/教室/体験事業：JAF 各県担当者 ※別紙参照

【報告期間】 事業終了後 2 週間以内 (JAF 必着)

※事業変更・中止等は、必ず各担当者にメールでご連絡ください。ご連絡がない変更等につきましては支援対象外になります。

3.事業内容・対象経費・報告書類

① 講習会事業 重点事業のため、各県連盟は 年間1回以上の計画をお願いいたします		
事業内容	目的	スローエアロビック指導員の養成(資格認定)
	内容	講義/実技/審査を含む4時間以上（「スローエアロビックオンライン講座2024版」を使用する場合は3時間以上） ※「参考1・カリキュラム」に則って実施のこと
	受講対象	・当該年度で18歳以上 ・運動指導に興味がある方
	開催条件	認定資格「スローエアロビック指導員資格」を有しておらず、かつ当該年度で18歳以上の方が新規で(今までに講習会に参加したことがない方が)5人以上参加すること ※5人未満の場合は開催可否をJAF指導部と事前に相談し、開催の場合は会場費のみを支援
	受講者向け配布物	スローLETTER（JAFから提供）、PRパンフレット（JAFから提供） チラシ（講習会用）
	参加費	2,000円以下に設定 ※実施団体が収納
	資格認定	・審査に合格の上、別途資格認定料5,280円、JAF個人賛助年会費6,000円（半年の場合は3,000円）を納付することにより「スローエアロビック指導員資格」を取得可能 ・審査に不合格の場合でも、ビデオ審査や別会場での無料再審査可能
	その他	・保険はJAFが加入 ・JAF資格更新研修会と併用は不可
対象経費 ※県連管理費を除き全て領収書要	会場費	会場費、設備使用料の実費
	講師料/審査料	原則1時間 8,000円。講師およびアシスタントが複数人数になる場合や4時間を超える講習でも上限50,000円 ※講師(アシスタント)毎の領収書提出要(単価×時間を明記)
	講師交通費/宿泊費	講師・審判員の交通費(公共交通機関に限る)、宿泊費の実費 ※前泊は、出発駅/バス停を実施日の午前6:30以前に出発する場合のみ
	運営スタッフ日当	4,000円(交通費込み) ※1名のみ
	県連管理費	58,000円(チラシ/開催要項制作費、消耗品費、通信費等を含む) ※定額、領収書不要
	支援限度額	一事業につき15万円(税込)
報告書類	①講習会事業報告書	書式B
	②講習会名簿・判定結果	書式C
	③講習会集計表	書式E
	④個人領収書	書式F
	⑤講師旅費/宿泊費明細	書式G ※Yahoo検索などの移動ルートのわかる書類必須
	⑥写真	参加人数や開催状況がわかるもの
	⑦チラシ/開催要項	

② 研修会事業 スローエアロビック指導員の技術向上、または資格取得希望者の事前研修を図る事業

事業内容	目的	スローエアロビック指導のスキルアップ
	内容	講義、実技を含む2時間以上 ※「スローエアロビックオンライン講座2024版」の使用も可
	受講対象	スローエアロビック指導者、エアロビック指導者、スポーツ指導者、フィットネス指導者、レク指導者、スポーツ推進員、福祉施設従事者等
	開催条件	5人以上 ※5人未満の場合は開催可否をJAF担当者と事前に相談し、開催の場合は会場費のみを支援
	参加費	2,000円以下に設定 ※実施団体が収納
	その他	・保険はJAFが加入 ・JAF資格更新研修会と併用は不可
対象経費 ※県連管理費を除き全て領収書要	会場費	会場費、設備使用料の実費
	講師料/審査料	原則1時間 8,000円。講師およびアシスタントが複数人数になる場合や2時間を超える研修でも上限25,000円 ※講師(アシスタント)毎の領収書提出要(単価×時間を明記)
	講師交通費/宿泊費	講師の交通費(公共交通機関に限る)、宿泊費の実費 ※前泊は、出発駅/バス停を実施日の午前6:30以前に出発する場合のみ
	運営スタッフ日当	4,000円(交通費込み) ※1名のみ
	県連管理費	25,000円(チラシ/開催要項制作費、消耗品費、通信費等を含む) ※定額、領収書不要
	支援限度額	一事業につき10万円(税込)
報告書類	①研修会/教室/体験事業報告書	書式2
	②個人領収書	書式3 ※県連盟宛の領収書
	③講師旅費/宿泊費明細	書式4 ※Yahoo検索などの移動ルートのわかる書類必須
	④研修会名簿	書式6
	⑤研修会集計表	書式8
	⑥写真	参加人数や開催状況がわかるもの
	⑦チラシ/開催要項	

③教室事業 スローエアロビックを広く多くの方に普及定着させる事業

各都道府県内で自主事業を含め 20 教室以上の実施を目指して計画してください

事業内容	目的	継続的なスローエアロビック指導（レッスン）
	内容	・準備運動、健康講座等、1 教室は 30 分以上、4 回以上の継続して実施する教室(支援対象は 6 回まで) ※リモートでの実施も同様
	対象	地域住民、フィットネスクラブ、福祉施設、企業等の利用者等
	募集人員	10 人以上
	講師	指導者 1 名につき最大 2 教室まで
	参加費	無料又は有料 ※有料の場合は県連盟が収納
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに謝金を受けている既存のサークル/教室や、他団体からの助成金等を受けている事業は支援対象外。違反が判明した場合は、翌年度の支援はできません。 ・実施団体が傷害保険等に加入(支援対象外)
対象経費 ※県連管理費を除き全て領収書要	会場費	会場費、設備使用料の実費
	講師料	1 回 5,000 円(交通費込み) ※講師(アシスタント)毎の領収書提出要
	県連管理費	1 回 2,000 円 ※領収書不要
報告書類	①研修会/教室/体験事業報告書	書式 2
	②個人領収書	書式 3 ※県連盟宛の領収書
	③講師アンケート	書式 5
	④写真	参加人数や開催状況がわかるもの
	⑤チラシ/開催要項	

④体験事業 教室事業や指導員養成事業のキャンペーンや紹介を図る単発事業

事業内容	目的	紹介や体験を目的に行うスローエアロビック指導
	内容	・大会や各種イベント、学校、企業等で行う単発の体験レッスン(シリーズ開催不可) ※リモート実施可 ・1会場1回とし、最大5回まで実施可
	対象	大会やイベント、学校、総合型クラブ、福祉施設、企業、地域活動等
	参加人数	10人以上
	その他	実施団体が傷害保険等に参加(支援対象外)
対象経費 ※県連管理費を除き全て領収書要	会場費	会場費、設備使用料の実費 ※他イベント等と複合で行う場合は支援対象外
	講師料	上限 10,000 円 (交通費込み) ※講師(アシスタント)毎の領収書提出要
	印刷費	参加者に配布する JAF 作成の「PR パンフレット」「チラシ(講習会用)」「スローエアロビックリーフレット」の印刷費の実費(上限：1 連盟につき 10,000 円/年間まで) ※データは、JAF ウェブページより PDF をダウンロードして印刷してください。
報告書類	①研修会/教室/体験事業報告書	書式 2 ※すべての体験事業終了後一括報告
	②個人領収書	書式 3 ※県連盟宛の領収書
	③写真またはチラシ/開催要項	参加人数や開催状況がわかるもの

⑤全事業共通

対象経費	提出書類	全ての対象経費の領収書要 ※ 購入物が明細に明記されている領収書(明細に購入物の記載がない場合は別途購入明細を添付要)を添付できる場合のみ、クレジットカードでの支払いを認めます			
		以下のものは支給対象外になります ・ 県連盟で領収書のない(とれない)経費 ・ 商品券、ポイントカードで購入した経費			
講師/ 審査員	可能な 資格		資格等	講習会/研修会事業	教室/体験事業
			SAM(スローエアロビック・マスター)	○	○
			JAF 指導専門員	○	○
			スローエアロビック指導員	×	○
			その他JAFが認めた者	○	○
※有資格者以外の方が指導した場合は支援対象外になります					
申請書/ 報告書等 の書類	・ JAF ウェブサイトの「各種ダウンロード」→「スローエアロビック普及支援事業」からダウンロードしてご利用ください				
	<p>・ 「実施申請書」「請求書」は、連盟印(角印)が必須 ※PDF でメール送信する場合は、連盟印(角印)が朱色のままの状態でお送りください</p> <p>・ 「実施申請書」の各事業の頭にある「コード番号」を使用することで管理しやすくなりますので報告時、請求書発行時には忘れずにご記入ください</p> <p>・ 実施申請書の「(県連盟)担当者」は事業の報告から請求書発行まで責任をもって管理して下さるようお願いいたします。当該県のスローエアロビック事業の責任者とみなします。</p> <p>・ チラシ/開催要項の作成 ・ チラシ/開催要項作成の際は、原則として「チラシ見本(PPT)」を使用してください。</p> <p>※別途作成する場合は、下記の内容を必ず明記してください。</p> <p>●主催/主管：都道府県エアロビック連盟等 (主催団体等)</p> <p>●後援：スポーツ庁、公益社団法人日本エアロビック連盟、○○県、○○体育協会、○○教育委員会等</p> <p>●特別協賛：スズキ株式会社 (※できるだけロゴマークを使用してください)</p>				
支援金の 支払	毎月末締め、翌月 20 日支払 ※お支払いは、「精算払い」となります				
安全管理	各事業を推進するにあたって、JAF は事業開催支援金以外一切の責任を負いません。実施団体は安全管理にくれぐれも配慮してすすめてください				

4.その他

■情報発信と自治体等との連携 ・マスコミの活用を図るとともに、地元自治体、体育協会、学校、地域総合型クラブ、フィットネスクラブ、企業 等と連携した事業展開をすすめてください。

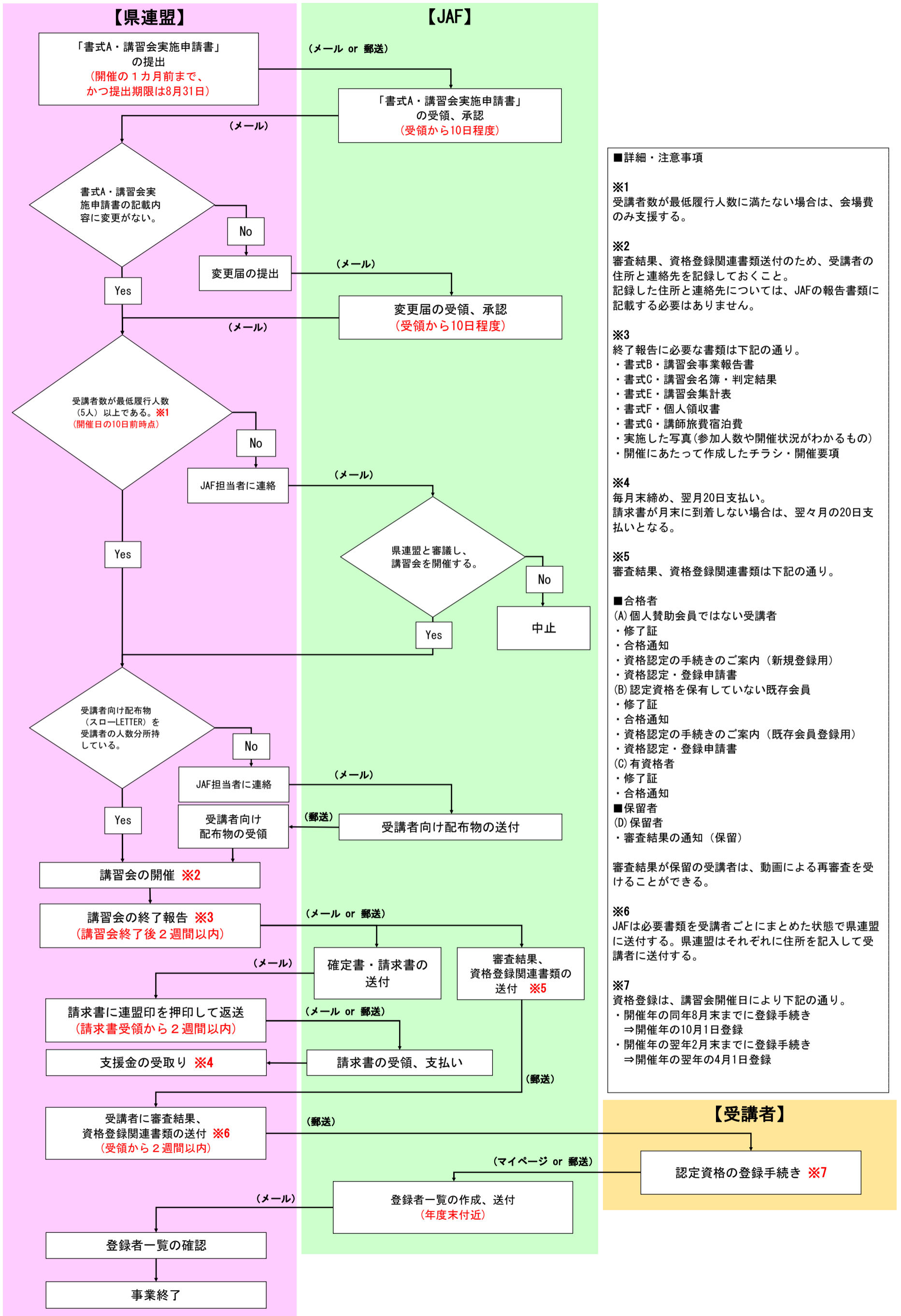
■この募集要項は、期間の途中で一部変更することがありますのでご注意ください。変更、追加等が発生する場合は、各県連盟に一斉メールでお知らせします。

■その他、スローエアロビックに関する関連情報は、JAF ウェブサイトの他、広報誌「スマイル」、「スローエアロビック LETTER」等をご覧ください。また、JAF 個人賛助会員マイページでもオリジナル音楽や動画を配信していますので合わせてご利用ください。

以上、ご不明な点、ご質問等がありましたら、「講習会事業」は指導部へ、「研修会/教室/体験事業」についてはJAF 事務局の各県担当者までご連絡、ご相談ください。

支援の手続き(研修会/教室/体験)				
	各県連盟	期限	JAF	期限
①	実施申請書【書式1】の提出 (原則、メールで提出)	2024年4月1日～8月31日		
②			申請内容の審査 内定通知(メール)	申請書受領後1～2週間
③	事業の実施、終了	2024年4月1日～12月31日		
※事業の変更、中止は各担当者にご連絡ください(ご連絡がない変更等は支援対象外になります)				
④	報告書の提出	事業終了後2週間以内		
⑤			報告内容の精査 確定書・請求書の送付	報告書受領後1～2週間
⑥	請求書の確認 公印(角印)を押印後返送	申請書受領後1～2週間		
⑦			支援金の振込	月末締め翌月20日支払

2024年度「スローエアロビック指導員養成講習会」実施申請書の提出～事業終了までの流れ



- 詳細・注意事項
- ※1
受講者数が最低履行人数に満たない場合は、会場費のみ支援する。
- ※2
審査結果、資格登録関連書類送付のため、受講者の住所と連絡先を記録しておくこと。記録した住所と連絡先については、JAFの報告書類に記載する必要はありません。
- ※3
終了報告に必要な書類は下記の通り。
・書式B・講習会事業報告書
・書式C・講習会名簿・判定結果
・書式E・講習会集計表
・書式F・個人領収書
・書式G・講師旅費宿泊費
・実施した写真(参加人数や開催状況がわかるもの)
・開催にあたって作成したチラシ・開催要項
- ※4
毎月末締め、翌月20日支払い。
請求書が月末に到着しない場合は、翌々月の20日支払いとなる。
- ※5
審査結果、資格登録関連書類は下記の通り。
- 合格者
(A)個人賛助会員ではない受講者
・修了証
・合格通知
・資格認定の手続きのご案内(新規登録用)
・資格認定・登録申請書
(B)認定資格を保有していない既存会員
・修了証
・合格通知
・資格認定の手続きのご案内(既存会員登録用)
・資格認定・登録申請書
(C)有資格者
・修了証
・合格通知
- 保留者
(D)保留者
・審査結果の通知(保留)
- 審査結果が保留の受講者は、動画による再審査を受けることができる。
- ※6
JAFは必要書類を受講者ごとにまとめた状態で県連盟に送付する。県連盟はそれぞれに住所を記入して受講者に送付する。
- ※7
資格登録は、講習会開催日より下記の通り。
・開催年の同年8月末までに登録手続き
⇒開催年の10月1日登録
・開催年の翌年2月末までに登録手続き
⇒開催年の翌年の4月1日登録

スポーツ庁後援



伝える

つながる

元気になる



スローエアロビック指導員 養成講習会

主催：〇〇県エアロビック連盟

スローエアロビックは音楽に合わせて行う「シンプル」「スマイル」「ソフト」の軽運動です。

中高年層にもおすすめの、体にやさしい軽運動です。
年齢にかかわらず、運動が好きで健康な方は、ぜひ資格を取得して、多くの仲間に元気を届けてください。
〔スローエアロビック指導員〕は、公益社団法人日本エアロビック連盟が行う資格認定です

日本エアロビック連盟の支援金制度により、スローエアロビックの新規教室や体験会が支援対象となる場合があります。
資格取得後に開催を希望される場合は、本県連盟までご相談ください。



日時・場所

2024年
〇月〇日 (〇)
〇:〇~〇:〇(予定)
〇〇〇〇

申込先

〇〇県エアロビック連盟
E-mail :
TEL :
WEBサイト :

1.目的

スローエアロビックの普及推進を図る指導者の養成を目的とする講習会で、指導上必要な知識と技能の習得を目指します。
試験の合格者は「JAF認定スローエアロビック指導員」として活動ができます。

2.主催・後援・主管

主 催：〇〇県エアロビック連盟
後 援：公益社団法人日本エアロビック連盟
スポーツ庁
特別協賛：スズキ株式会社

3.参加対象

- 1.運動指導に興味がある方
- 2.当該年度で18歳以上の方

4.募集人数

〇〇名程度

5.内容

- ①スローエアロビックの特徴と理解（講義）
- ②スローエアロビックの基本の動き（実技）
- ③スローエアロビック指導練習（実技）
- ④まとめ（試験）

6.お申込み方法

〇〇〇〇〇

7.受講料

金額：〇〇円

支払い方法：

（例）受講料は当日受付時にお支払いください。

8.資格認定の手続き

資格合格者は、次の手続きにより「JAF認定スローエアロビック指導員」として認定されます。

①JAF webサイトマイページへの登録

②諸費の支払い

- ・認定料 5,280円
- ・登録料（免除）
- ・個人賛助会員年会費 6,000円

※個人賛助会員年会費は4月登録の場合6,000円
10月登録の場合3,000円

※既存の有資格者は上記の手続き①②の必要はありません。

9.その他

- ・実技では、動きやすい服装で参加願います。
- ・室内履き、タオル、ドリンク（水分補給）をご用意ください。
- ・当日のケガについては応急処置をしますが、その後の責任は負いかねます。
- ・受講者の肖像権は主催者に帰属します。
- ・荷物の盗難、紛失についての責任は負いかねます。
- ・定員に達しない場合は開催しない場合があります。

申込書

フリガナ		JAFマイページ登録		あり・なし	
氏名		年齢	歳	性別	男・女
ご住所	〒				
TEL (携帯)		メール アドレス			

スロ-エアロビック

教室開催！



2024年 〇月〇日,〇日,〇日,〇日,〇日
全〇回

“スロ-エアロビック”は、高齢者や体力のない運動初心者の方にも気楽に実践してもらえよう簡単な動きを反復して楽しむエクササイズです。シンプルで簡単！ 仲間同士が集まり、好きな音楽をかけて体を動かせば気持ちも明るく前向きになります。ゆったりとしたテンポで動くので運動強度もソフト。安全に運動を続けることができます。体に無理がないので継続率が高く、運動習慣が自然に身に付いていきます♪



- 時 間: 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 実際の運動時間は〇分程度です♪
- 会 場: 〇〇〇〇〇 参加料:無料 定員:〇人
- 持 ち 物: 飲み物、タオル、室内履き、楽しむ心♡
- 主 催: 〇〇県エアロビック連盟
- 後 援: スポーツ庁、公益社団法人日本エアロビック連盟、〇〇スポーツ協会 等
- 特別協賛: スズキ株式会社



特別協賛 

Q&A

Q1:カルチャースクール(読書クラブ)の参加者対象に定期的な指導を依頼されました。支援対象になりますか？

A1:報酬を受け取っておらず4回以上の定期的な指導であれば、支援対象となります。教室事業となるため、講師謝金は交通費込みで1回5,000円となります。

Q2:県や他の団体から運動指導者対象の研修会を頼まれました。支援対象になりますか？

A2:依頼先から謝金が支払われる場合は対象外ですが、資料等の提供は可能です。また謝金が支払われないボランティアの場合は支援金の対象となります。

Q3:コロナ対策の備品を購入したい場合でも対象経費にはなりませんか？

A3:対象品が多岐にわたるため、備品は県連管理費でご購入いただくようお願いいたします。

Q4:申請した事業が実施できなくなりました。どうすればよいですか？

A4:事業の取下げ/中止、日程変更があった場合は、速やかにメールでJAF担当者にご連絡ください。

Q5:講習会/研修会の講師交通費で、車を利用する場合の交通費計算はどのようにしたらいいですか？

A5:車のガソリン代、高速代、タクシー代は対象外です。原則として交通費の対象は自宅の最寄駅から会場の最寄駅の公共交通機関(バス、鉄道等)となります。報告書提出の際は、移動ルートがわかる書類を印刷して添付してください。タクシーを利用しなければならない場合は、報告書にその理由を明記して領収証を添付してください。

Q6:保険の加入は、どのようにしたらいいでしょうか。

A6:講習会、研修会事業はJAFが加入します。教室や体験指導等の事業は、原則として派遣先(施設等)の保険を適用するか、県連盟で保険加入を行ってください。

Q7:領収書がそろわず報告書の提出が遅れそうです。どうしたらいいですか？

A7:事業終了後2週間以内に提出できない場合は、県連管理費の減額や支援対象外になります。事情があって遅れる場合は、必ず2週間以内にJAF担当者にご連絡し指示を仰いでください。

Q8:クレジットカードではなく、PayPayなどキャッシュレス決済での物品購入や支払いも可能ですか？

A8:会計監査の都合上、領収書の添付が必須となるなど制約が多いことから現時点では不可です。

Q9:オンライン講習会で使用するWi-Fi使用料、zoomなど月額契約料等は請求できますか？

A9:これら通信費は、県連管理費で賄っていただけるようお願いいたします。

2024年度JAF事務局 都道府県担当者一覧

■指導員養成講習会事業

全都道府県	JAF指導部 本橋健太郎	→	JAF担当メールアドレス	
			JAF指導部	jaf-ikusei@aerobic.or.jp

■研修会 / 教室 / 体験事業

都道府県連盟		JAF担当者	JAF担当メールアドレス	
1	北海道	野呂 朋子	鎌塚 晶洋	tsuka@aerobic.or.jp
2	青森県	嶋田 亮介	野呂 朋子	t.noro@aerobic.or.jp
3	岩手県	嶋田 亮介	佐藤 亜沙美	a.satou@aerobic.or.jp
4	宮城県	嶋田 亮介	原 大知	d.hara@aerobic.or.jp
5	秋田県	嶋田 亮介	小関 明久	koseki@aerobic.or.jp
6	山形県	鎌塚 晶洋	本橋 健太郎	kentaro.motohashi.99@aerobic.or.jp
7	福島県	嶋田 亮介	嶋田 亮介	r.shimada@aerobic.or.jp
8	茨城県	嶋田 亮介	佐藤 紀江	keiri@aerobic.or.jp
9	栃木県	野呂 朋子		
10	群馬県	鎌塚 晶洋		
11	埼玉県	鎌塚 晶洋		
12	千葉県	佐藤 紀江		
13	東京都	佐藤 紀江		
14	神奈川県	佐藤 紀江		
15	山梨県	鎌塚 晶洋		
16	新潟県	野呂 朋子		
17	長野県	野呂 朋子		
18	富山県	原 大知		
19	石川県	原 大知		
20	福井県	野呂 朋子		
21	静岡県	小関 明久		
22	愛知県	小関 明久		
23	三重県	原 大知		
24	岐阜県	原 大知		
25	滋賀県	原 大知		
26	京都府	原 大知		
27	大阪府	佐藤 亜沙美		
28	兵庫県	野呂 朋子		
29	奈良県	佐藤 亜沙美		
30	和歌山県	野呂 朋子		
31	鳥取県	小関 明久		
32	島根県	小関 明久		
33	岡山県	小関 明久		
34	広島県	小関 明久		
35	山口県	野呂 朋子		
36	香川県	野呂 朋子		
37	徳島県	野呂 朋子		
38	愛媛県	野呂 朋子		
39	高知県	野呂 朋子		
40	福岡県	原 大知		
41	佐賀県	本橋 健太郎		
42	長崎県	佐藤 亜沙美		
43	熊本県	野呂 朋子		
44	大分県	小関 明久		
45	宮崎県	佐藤 亜沙美		
46	鹿児島県	佐藤 亜沙美		
47	沖縄県	佐藤 亜沙美		